



宮 崎 県 公 報

令和3年5月27日(木曜日) 第 208 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 44,400円

目 次

告 示

○歳入の徴収の事務の委託……………(財産総合管理課) 1	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(〃) 1	
○指定居宅サービス事業者の指定……………(長寿介護課) 1	
○指定介護予防サービス事業者の指定……………(〃) 2	
○指定居宅サービス事業の廃止……………(〃) 3	
○介護医療院の開設許可……………(〃) 3	
○保安林の指定予定の通知……………(自然環境課) 3	

○道路の供用の開始……………(道路保全課) 4	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 4	

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…(蛸・鱸・鮫・鰻) 4	
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……………(商工政策課) 4	
○土地改良区の役員の就退任の届出(6件) ……(農村整備課) 4	
○土地改良区の定款変更の認可(2件) ……(〃) 7	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 7	

公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習の実施について……………9	
----------------------------	--

告 示

宮崎県告示第 409号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和 3 年 5 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県東京職員寮の利用料金	ジャバンプロテクション株式会社	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

宮崎県告示第 410号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 3 年 5 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
もりぞの耳鼻咽喉科	都城市甲斐元町14街区37の2号	令和3年4月20日
ほうしやま子どもクリニック	延岡市船倉町1-1-7	令和3年4月13日
訪問看護ステーション	小林市野尻町東麓2658	令和3年4月1日

ヨン幸ちゃんの家	-86	
にしめら薬局	児湯郡西米良村村所65番地1	令和3年5月1日

宮崎県告示第 411号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 3 年 5 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
サンパーム薬局	児湯郡高鍋町大字蚊口浦23番地7	令和3年3月1日
医療法人社団藤木歯科医院	小林市野尻町東麓2199	令和3年3月31日

宮崎県告示第 412号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和 3 年 5 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4550380002	介護老人保健施設昭和苑	宮崎県延岡市構口町2丁目125番地1	医療法人昭和会	宮崎県延岡市構口町2-123	令和3年4月1日	訪問リハビリテーション
4560590079	訪問看護ステーション 幸ちゃんの家	宮崎県小林市野尻町東麓2658-86	有限会社ウエハラ	宮崎県小林市野尻町東麓2658-86	令和3年4月1日	訪問看護
4562090151	まいづる訪問看護リハビリステーション	宮崎県児湯郡高鍋町南高鍋7057番地1	合同会社つきみ	宮崎県児湯郡高鍋町南高鍋7057番地1	令和3年4月1日	訪問看護
4570302879	コンパスイワーク延岡富美山	宮崎県延岡市富美山町151番地1	株式会社トーフク	宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂17588番地8	令和3年4月1日	通所介護
4570302887	デイサービスセンター元気の里 延岡館	宮崎県延岡市小峰町6964番地	株式会社たいよう	宮崎県延岡市緑ヶ丘二丁目17番37号	令和3年4月1日	通所介護
4570401515	日南慶明会訪問看護ステーション	宮崎県日南市星倉1丁目6-1	医療法人慶明会	宮崎県宮崎市清水3丁目6番21号	令和3年4月1日	訪問看護
4570501124	訪問看護ステーション なごみ	宮崎県小林市野尻町東麓1085-2	医療法人興生会	宮崎県小林市野尻町東麓1082番地1	令和3年4月1日	訪問看護
4572001933	訪問看護ステーション cocconoki	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋763番地3	株式会社博愛	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋763番地1	令和3年4月1日	訪問看護
4572001958	特別養護老人ホーム仁の里	宮崎県児湯郡木城町椎木字浦畑3950番1	社会福祉法人善仁会	宮崎県宮崎市田野町甲字桜ヶ丘乙1742番地30	令和3年4月1日	短期入所生活介護
45B1900011	けいめい記念病院介護医療院ひまわり	宮崎県東諸県郡国富町岩知野762番地	医療法人慶明会	宮崎県宮崎市清水3丁目6番21号	令和3年4月1日	短期入所療養介護
45B1900011	けいめい記念病院介護医療院ひまわり	宮崎県東諸県郡国富町岩知野762番地	医療法人慶明会	宮崎県宮崎市清水3丁目6番21号	令和3年4月1日	通所リハビリテーション
45B2200015	介護医療院神楽苑	宮崎県西臼杵郡高千穂町押方1130	医療法人和敬会	宮崎県西臼杵郡高千穂町押方1130	令和3年4月1日	短期入所療養介護

宮崎県告示第413号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和3年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4550380002	介護老人保健施設昭和苑	宮崎県延岡市構口町2丁目125番地1	医療法人昭和会	宮崎県延岡市構口町2-123	令和3年4月1日	介護予防訪問リハビリテーション
4562090151	まいづる訪問看護リハビリステーション	宮崎県児湯郡高鍋町南高鍋7057番地1	合同会社つきみ	宮崎県児湯郡高鍋町南高鍋7057番地1	令和3年4月1日	介護予防訪問看護
4570401515	日南慶明会訪問看護ステーション	宮崎県日南市星倉1丁目6-1	医療法人慶明会	宮崎県宮崎市清水3丁目6番21号	令和3年4月1日	介護予防訪問看護

4570501124	訪問看護ステーション なごみ	宮崎県小林市野尻町東麓1085-2	医療法人興生会	宮崎県小林市野尻町東麓1082番地1	令和3年4月1日	介護予防訪問看護
4572001933	訪問看護ステーション coconoki	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋 763番地3	株式会社博愛	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋 763番地1	令和3年4月1日	介護予防訪問看護
4572001958	特別養護老人ホーム仁の里	宮崎県児湯郡木城町椎木字浦畑3950番1	社会福祉法人善仁会	宮崎県宮崎市田野町甲字桜ヶ丘乙1742番地30	令和3年4月1日	介護予防短期入所生活介護
45B1900011	けいめい記念病院介護医療院ひまわり	宮崎県東諸県郡国富町岩知野 762番地	医療法人慶明会	宮崎県宮崎市清水3丁目6番21号	令和3年4月1日	介護予防短期入所療養介護
45B1900011	けいめい記念病院介護医療院ひまわり	宮崎県東諸県郡国富町岩知野 762番地	医療法人慶明会	宮崎県宮崎市清水3丁目6番21号	令和3年4月1日	介護予防通所リハビリテーション
45B2200015	介護医療院神楽苑	宮崎県西臼杵郡高千穂町押方1130	医療法人和敬会	宮崎県西臼杵郡高千穂町押方1130	令和3年4月1日	介護予防短期入所療養介護

宮崎県告示第 414号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和3年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570302150	訪問介護事業所びゅう	宮崎県延岡市別府町4079番地	株式会社エス・ツ	宮崎県延岡市別府町4079番地	令和3年4月1日	訪問介護
4572101022	ふれあい介護支援センター	宮崎県東臼杵郡門川町加草4丁目162番地2	特定非営利活動法人ふれあい	宮崎県東臼杵郡門川町南町一丁目5	令和3年4月30日	訪問介護

宮崎県告示第 415号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第 107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和3年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	介護医療院		開設者		許可年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
45B1900011	けいめい記念病院介護医療院ひまわり	宮崎県東諸県郡国富町岩知野 762番地	医療法人慶明会	宮崎県宮崎市清水3丁目6番21号	令和3年4月1日	介護医療院
45B2200015	介護医療院神楽苑	宮崎県西臼杵郡高千穂町押方1130	医療法人和敬会	宮崎県西臼杵郡高千穂町押方1130	令和3年4月1日	介護医療院

宮崎県告示第 416号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 児湯郡新富町大字新田字牧神8074-1・8076-4・8077-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに新富町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第417号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年5月27日から同年6月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字椎原739番7地 先から同郡同村同大字字十根川877番15地先まで	令和3年5月27日

宮崎県告示第418号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 上汐満地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	日南市大字殿所字勘場1891番18
2	〃 〃 〃 1891番10
3	〃 〃 〃 1891番10
4	〃 〃 〃 1891番13
5	〃 〃 〃 1891番13
6	〃 〃 〃 1891番13

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

令和3年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和3年5月17日	特定非営利活動法人太陽と聖・日之影	深瀬 俊一	宮崎県西臼杵郡日之影町七折13396番地2	この法人は放課後等における保育が必要とされる子供に対して、適切な遊び及び生活の場を与えること、子どもの健全育成を図ることを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス三股店
北諸県郡三股町樺山4837番2他
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和3年2月22日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和3年5月27日から令和3年6月28日まで

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、江田山崎土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	中 原 常 和	宮崎市阿波岐原町宮神3136番地ハ

(任期：令和4年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	桑 畑 節 夫	宮崎市阿波岐原町猿野3224番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、宮崎市南部土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年5月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	日 高 勝 敏	宮崎市大字本郷南方2984番地
理 事	谷 口 忠 彦	宮崎市大字加江田3365番地 2
理 事	熊 本 健 一	宮崎市大字加江田4421番地
理 事	串 間 明 夫	宮崎市大字郡司分丙9599番地
理 事	杉 山 功 一	宮崎市大字田吉1230番地 2
理 事	長 友 克 則	宮崎市大字郡司分乙1220番地ロ号
理 事	平 原 良 一	宮崎市大字本郷北方 275番地 1
理 事	矢 野 裕 敏	宮崎市大字熊野1864番地
理 事	蛭 原 久 秋	宮崎市大字熊野 520番地
理 事	持 原 利 春	宮崎市大字熊野 311番地 1
理 事	古 川 英 範	宮崎市大字熊野1073番地 2
理 事	小 倉 俊 博	宮崎市大字加江田6417番地27
理 事	鬼 束 哲 司	宮崎市大字熊野6951番地
理 事	川 崎 正 信	宮崎市大字本郷南方4467番地
理 事	門 地 正 人	宮崎市大字郡司分甲 978番地
理 事	小八重 雅 裕	宮崎市大字郡司分甲2800番地 1

監 事	岩 切 雅 彦	宮崎市恒久4丁目14番地10
監 事	山 根 研 一	宮崎市学園木花台北3丁目8294番地50

(任期：令和5年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	日 高 勝 敏	宮崎市大字本郷南方2984番地
理 事	谷 口 忠 彦	宮崎市大字加江田3365番地 2
理 事	熊 本 健 一	宮崎市大字加江田4421番地
理 事	谷 口 重 信	宮崎市大字熊野 10255番地 1
理 事	落 合 昌 広	宮崎市大字田吉1383番地
理 事	平 木 光 雄	宮崎市大字郡司分乙 810番地
理 事	太 田 和 廣	宮崎市大字本郷北方3734番地 1
理 事	平 原 良 一	宮崎市大字本郷北方 275番地 1
理 事	蛭 原 久 秋	宮崎市大字熊野 520番地
理 事	持 原 利 春	宮崎市大字熊野 311番地 1
理 事	古 川 英 範	宮崎市大字熊野1073番地 2
理 事	小 倉 俊 博	宮崎市大字加江田6417番地27
理 事	谷 口 忠 公	宮崎市大字熊野9935番地
理 事	川 越 久 男	宮崎市大字本郷南方2691番地 1
理 事	谷 口 俊 幸	宮崎市大字郡司分甲18番地
理 事	久 嶋 利 弘	宮崎市大字郡司分甲 265番地 1
監 事	池 内 正 則	宮崎市大字田吉 179番地
監 事	山 根 研 一	宮崎市学園木花台北3丁目8294番地50

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、吾田土地改良区（日南市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年5月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	郡 司 一 夫	日南市大字星倉1580番地

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	日 高 宏 文	日南市大字星倉6088番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、上長飯土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年5月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	堀 川 秀 一	都城市上長飯町 268番地
理 事	鬼 束 巖	都城市安久町6030番地 4
理 事	吉 川 隆 司	都城市早鈴町1361番地 3
理 事	松 山 義 寛	都城市一万城町92号12番地
理 事	岩 佐 法 雄	都城市早鈴町1539番地 7
理 事	坂 口 司	都城市上長飯町 141番地 2
理 事	安 藤 謙 一	都城市豊満町1527番地 3
理 事	藤 野 義 光	都城市妻ヶ丘町48番地 3
理 事	細山田 文 博	都城市下長飯町1532番地 1
理 事	米 田 孝 行	都城市上長飯町 198番地13
監 事	斉 藤 克 己	都城市上長飯町 258番地
監 事	川 越 達 男	都城市若葉町87号14番地

(任期：令和7年2月18日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	堀 川 秀 一	都城市上長飯町 268番地
理 事	鬼 束 巖	都城市安久町6030番地 4

理 事	鈴 木 直 信	都城市上長飯町 198番地
理 事	吉 川 隆 司	都城市早鈴町1361番地 3
理 事	松 山 義 寛	都城市一万城町92号12番地
理 事	岩 佐 法 雄	都城市早鈴町1539番地 7
理 事	坂 口 司	都城市上長飯町 141番地 2
理 事	安 藤 謙 一	都城市豊満町1527番地 3
理 事	藤 野 義 光	都城市妻ヶ丘町48番地 3
理 事	細山田 文 博	都城市下長飯町1532番地 1
監 事	田 中 高 陽	都城市都島町 210番地32
監 事	斉 藤 克 己	都城市上長飯町 258番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、飫肥酒谷土地改良区（日南市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年5月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	山 口 光 彦	日南市大字楠原1948番地 2
理 事	門 川 実	日南市大字酒谷乙 632番地
理 事	肥田木 哲 郎	日南市大字酒谷乙7352番地 1
理 事	川 口 和 也	日南市大字酒谷乙7351番地 1
理 事	青 山 岩 夫	日南市大字酒谷乙4211番地 1
理 事	大 塚 達 男	日南市大字酒谷乙2833番地
理 事	田 村 忠 義	日南市大字吉野方1027番地 5
理 事	中 村 勇	日南市大字吉野方9932番地 2
理 事	向 高 丈 博	日南市大字酒谷乙 801番地 1
理 事	末 西 良 嗣	日南市大字吉野方 10847番地
理 事	東 昭 良	日南市大字楠原 615番地 2
監 事	黒 木 英 則	日南市大字酒谷乙5055番地

監 事	中 村 武 美	日南市大字酒谷乙7195番地 2
監 事	山 下 喜 教	日南市大字吉野方9737番地
監 事	藤 川 泰 憲	日南市大字楠原 584番地

(任期：令和7年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	山 口 光 彦	日南市大字楠原1948番地 2
理 事	大 磯 正 治	日南市吾田西三丁目 3 番地 3
理 事	肥田木 哲 郎	日南市大字酒谷乙7352番地 1
理 事	青 山 岩 夫	日南市大字酒谷乙4211番地 1
理 事	金 丸 益 三	日南市大字酒谷乙5106番地 1
理 事	東 昭 良	日南市大字楠原 615番地 2
理 事	田 村 忠 義	日南市大字吉野方1027番地 5
理 事	中 村 勇	日南市大字吉野方9932番地 2
理 事	門 川 実	日南市大字酒谷乙 632番地
理 事	向 高 丈 博	日南市大字酒谷乙 801番地 1
理 事	末 西 良 嗣	日南市大字吉野方 10847番地
監 事	四 本 克 彦	日南市大字酒谷乙7181番地 2
監 事	黒 木 英 則	日南市大字酒谷乙5055番地
監 事	山 下 喜 教	日南市大字吉野方9737番地
監 事	山 口 新 市	日南市大字楠原1979番地口

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、師々目土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年5月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	相 葉 雄 三	都城市下長飯町1923番地 2

理 事	相 葉 一 夫	都城市下長飯町 785番地 1
理 事	児 玉 稔	都城市下長飯町 740番地 1
理 事	畑 中 健 一	都城市下長飯町1508番地
理 事	内 村 充	都城市下長飯町1753番地
理 事	安 楽 正 見	都城市下長飯町 720番地
理 事	吉 川 隆 司	都城市早鈴町1925番地 2
監 事	細山田 文 博	都城市下長飯町1532番地 1
監 事	温 水 茂	都城市下長飯町1900番地 3

(任期：令和7年4月5日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	相 葉 雄 三	都城市下長飯町1923番地 2
理 事	児 玉 勲	都城市下長飯町 740番地 1
理 事	畑 中 健 一	都城市下長飯町1508番地
理 事	相 葉 厚 幸	都城市下長飯町 789番地
理 事	内 村 充	都城市下長飯町1753番地
理 事	安 楽 正 見	都城市下長飯町 720番地
理 事	吉 川 隆 司	都城市早鈴町1925番地 2
監 事	相 葉 一 夫	都城市下長飯町 785番地 1
監 事	細山田 文 博	都城市下長飯町1532番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、船引土地改良区（宮崎市）から令和3年3月26日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和3年5月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、日南市東郷土地改良区（日南市）から令和3年4月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和3年5月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-29)第111号	(株)佐藤興業	佐藤 文則	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字向山683	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業	令和3年4月28日付けで廃業した旨の届け	令和3年4月28日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第849号	(株)仁弘建設	成瀬 憲慎	宮崎県宮崎市山崎町佐牟田1309-1	一般	土木工事業、とび・土工工事業	令和3年4月14日付けで廃業した旨の届け	令和3年4月14日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第11632号	川西建設(有)	川西 武昭	宮崎県日南市大字板敷2200	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	令和3年4月5日付けで廃業した旨の届け	令和3年4月5日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第12433号	児玉施工	児玉 敏	宮崎県日向市不動寺53	一般	内装仕上工事業	令和3年4月14日付けで廃業した旨の届け	令和3年4月14日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第13501号	七工務店	児玉 育芳	宮崎県宮崎市大塚町権現前992-2	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業	令和3年4月15日付けで廃業した旨の届け	令和3年4月15日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第93号	(株)大野塗装	大野 勇	宮崎県宮崎市大字富吉4991-3	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、水道施設工事業、解体工事業	令和3年4月16日付けで廃業した旨の届け	令和3年4月16日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第4247号	塩見産業(有)	細川 照男	宮崎県日向市大字塩見4558	一般	解体工事業	令和3年4月15日付けで廃業した旨の届け	令和3年4月15日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第5776号	木下電気水道設備	木下 音楽	宮崎県延岡市北浦町宮野浦491-1	一般	解体工事業	令和3年4月28日付けで廃業した旨の届け	令和3年4月28日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第6536号	(有)図師緑地建設	図師 英司	宮崎県宮崎市佐土原町下田島65-1	一般	解体工事業	令和3年4月28日付けで廃業した旨の届け	令和3年4月28日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第7360号	(有)ハセバ塗装店	四元 誠司	宮崎県都城市志比田町9143-4	一般	解体工事業	令和3年4月27日付けで廃業した旨の届け	令和3年4月27日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第7364号	(株)大迫鉄工所	赤峰 尚也	宮崎県都城市高崎町縄瀬1694-1	一般	土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	令和3年4月19日付けで廃業した旨の届け	令和3年4月19日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-02)第9061号	コスモ緑化建設(有)	星指 一茂	宮崎県えびの市大字池島499	一般	解体工事業	令和3年4月20日付けで廃業した旨の届け	令和3年4月20日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第12221号	坂本開発(株)	坂本 善行	宮崎県日向市大字日知屋1366-6	一般	解体工事業	令和3年4月23日付けで廃業した旨の届け	令和3年4月23日(一部廃業)

宮崎県知事許可 (特-01)第 12609号	(有)総設	森實 修	宮崎県宮崎 市大字本郷 南方3886- 1	特定	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、舗装 工事業、しゅんせつ工 事業、塗装工事業、水 道施設工事業、解体工 事業	令和3年4月 21日付で廃 業した旨の届 け	令和3年4月21日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第 12879号	(株)志誠健	市川 忠春	宮崎県宮崎 市堀川町 1 94田中第2 ビル 201号	一般	土木工事業、大工工事 業、石工事業、屋根工 事業、タイル・れんが ・ブロック工事業、鋼 構造物工事業、舗装工 事業、しゅんせつ工事 業、内装仕上工事業、 水道施設工事業	令和3年4月 28日付で廃 業した旨の届 け	令和3年4月28日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第 13513号	(株)ダイキ設備	栗國 秀人	宮崎県日向 市新生町 2 -32-2	一般	解体工事業	令和3年4月 14日付で廃 業した旨の届 け	令和3年4月14日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第 13639号	マルワ鉄鋼所	野田 慎二	宮崎県日向 市大字財光 寺1131-70	一般	解体工事業	令和3年4月 14日付で廃 業した旨の届 け	令和3年4月14日 (一部廃業)

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第9号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和3年5月27日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定 員
新規取得講習	2号警備業務	令和3年8月18日（水） から同年8月25日（水） まで（土曜日及び日曜日 を除く。）	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1

年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

- 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

- 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
2号警備業務	令和3年7月5日（月）から7月16日（金） まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9 時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

- (ア) 2の(1)に該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書
- (イ) 2の(2)に該当する者
検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し
- (ウ) 2の(3)に該当する者
検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 2の(4)に該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し
- (オ) 2の(5)に該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込み時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	2号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (2) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合わせ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。